

Title	独逸農民史の資料集と文献集：ギユンター・フランツ教授の二編者
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.2 (1941. 2) ,p.241(97)- 245(101)
JaLC DOI	10.14991/001.19410201-0097
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410201-0097

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の種々なる科學的定義に就いて」の一部は『經濟學』の五十三頁から五十六頁に亘つて公表せられてゐると云ふことである。(Marian Bowley, Nassau Senior and Classical Economics, 1937, p. 341.)。吾人が本稿中に紹介せる『序論』中の經濟學一般命題の第一は『經濟學』の六頁に富の定義として掲げられてゐるものと事實上同一であつて、彼れが『經濟學』中に經濟學の四根本命題として掲ぐるものは、『序論』中の第二、第五、第三及び第四に對して些少なる辭句の修正を加へたものである。(cf. Political Economy, 3rd Ed., 1854, p. 26.)。

獨逸農民史の資料集と文献集

——ギンター・フランツ教授の二編著——

高村象平

Günther Franz 氏は現在イェーナ大學教授、既にその編纂にかゝはるものゝ次が有り、(一) Akten zur Geschichte des Bauernkrieges in Mittelddeutschland. Bd. 1. Hrg. v. O. Merx und G. Franz. Leipzig. 1923-34. (二) Der deutsche Bauernkrieg in zeitgenössischen Zeugnissen. Hrg. v. G. Franz. Berlin. 1925. (三) Der deutsche Bauernkrieg. Altenband. Hrg. v. G. Franz. München. 1935. 又その主著として(四) Der deutsche Bauernkrieg. München. 1933. があることは人のよく知るところであらう。右の(一)は、第十五世紀より第十六世紀初年に至る間の西部・南部チューリンゲン地方の農民一揆に關する資料集であつて、メルクス教授の歿後その仕事を繼承せるもの、(二)は、同じ頃の南獨逸における農民の抗告狀を主として集めたもの、但し農民一揆の中心地帯たるシュワルツワルド・オオバフシュヴァベン・フランケンに關しては、既に他に公刊されたもの多きを理由として収録するところ比較的少ない。

かゝる資料集の編纂に當つて農民の苦情・抗告狀を中心としたのはフランツ教授の研究方法に出づるものであつ

た。即ち教授によれば、一五二五年の獨逸農民戦争前における農民の經濟状態を探求する手懸りは極めて尠少であつて、彼等の負債、最低生活限度、或は土地の收穫高、市場状態等については、今日殆ど窺知することが出来ない位である。のみならず農民に課された負擔が解つたところで、これだけでは彼等の經濟的地位を眞に知つたとはいへないのであつて、その爲めには彼等の心理的状态を顧みねばならない。即ち農民にとつて事態がよくつたか又は悪くなつたかといふ問題よりも、農民自身が彼等の状態を堪え得るものと感じたか否かを知る方が重要である。從來農民史の研究に判告書、土地臺帳、その他の法律記録が多く用ゐられたが、然しこれ等は要するに彼等の權利状態が如何にあるべきであつたかを示すものに外ならず、この權利状態を農民が如何に見たか又感じたかを最も直截的に示すものは、農民の手になる抗告状のみであると主張されてゐるのである。私見を以てすれば、フランツ教授の着眼點には確かに注目すべきものがある。(それは教授がその著作(四)において、獨逸農民戦争の原因を探る爲めに、それに先立つ約二世紀間に西歐・中歐の諸所で發生した地方的一揆と聯關せしめた點についても亦いひ得る。)然しながら、教授の方法は、農民の經濟的地位についての謂ゆる客觀的判斷を確實にせんとして採られたものであるが、事實は却つてその反對の結果に墮する憂れなしとしない。但しこの方法によつて生ずることあるべき結果の問題を別とすれば、農民の抗告状がひとり獨逸農民戦争の研究の爲めばかりでなく、廣く獨逸農民史の資料として重要なものであることは言を俟たぬところである。

前記の書目によつて、フランツ教授が獨逸農民戦争及びその先驅的一揆を特にその研究の中心とされてゐることは明かである。殊にその主著は Georg Sartorius, *Versuche einer Geschichte des Deutschen Bauernkriegs oder der Empörung in Deutschland zu Anfang des 16. Jahrhunderts.* (Berlin, 1795.) の先驅的著作、Wilhelm

Zimmermann, *Allgemeine Geschichte des grossen Bauernkrieges.* 3. The. (Stuttgart, 1841-43.) — この新版として Der deutsche Bauernkrieg. Bearb. v. G. Falkner. Graz, 1933. がある——の政治的著述以來、久しくその跡を斷つてゐた包括的な規模のものとして存在意義を持つものであつた。この書の批判はここに述べべき限りではないが、とにかく獨逸農民戦争を以て獨逸農民史、といふよりは歐羅巴農業史の過程における必然的事件と認めたところに一つの特徴がある。それは扱つて、今般フランツ教授は從來の研究分野を遙かに越えた廣い範圍に互る編著を二種公刊された。その一は「獨逸農民史資料集」二冊、その二は「獨逸農民史文献集」一冊であつて、共に古代より現代に至る間を対象とする一般的のものである。

先づ前者は *Deutsches Bauernum.* I. Mittelalter. II. Neuzeit. Bearb. v. Günther Franz. Weimar, 1939-40. であつて、カール・アウグスト・エックハルト教授の指導の下に *Deutschrechtlichen Institut der Universität Bonn* より發行される、ゲルマン諸法叢書續編の一部分を成すものである。上巻は、紀元前一〇九年ゲルマン人の農業についての最初の報告、紀元前約五〇年のケ・ザルのガリア戦記(第四編一、二章、六編二二章)、第一世紀末のタキツスのゲルマニア誌(第一四一六章、二五二六章)に始まり、一五二四年アルマ・コンラッド一揆の抗告状に終る百四十四篇の資料を三四六頁の紙幅に收め、下巻三一八頁には、一五二五年オオバ・アッシュワ・ペン農民の提起せる十五箇條の要求書から、一九三三年九月の世襲農場法(前文)に至る百十篇の資料を載せてゐる。諸資料の配列は時間的順序に従つてをり、各時代・諸地方の資料が片寄ることなく比較的均衡を得て採りあげられてゐる。これはフランツ教授自らの言葉によれば、獨逸の個々の地方における農制が夫々違つた發展をなせることを明瞭にする爲めに出たのであつた。更に資料の理解を容易ならしめる方法として、ラテン文、古獨逸文等には、現代獨逸譯文を添えてゐる。

るが、これは上巻の約三分の二、即ち第十三世紀迄のものに及んでゐる。

兩巻を通じて収録された二百五十餘の資料中には、今回始めて印刷に附されたものも若干あるが、その大部分は既刊のものである。然し後者の典據は廣い範圍に亙つてをり、吾々がこれ等を原典より求めるとしたら決して容易なことではない。それだけにこの資料集の刊行は、後學の研究に資するところ極めて大なるものがある。私の通覽したところでは、下巻八九號(二五三―六頁)の資料、即ち一七八八年シュレスヴィッヒの「農場における隸農解放以前と以後との收益の比較表は興味深いものがあつた。これは嘗て Schlesw.-Holst. Provinzialberichte II, 2, 1788, S. 214ff. に掲載されたもの由である。然し吾々にとつてこの原典に接するが如きことは、殆ど望み得ぬところであるといはねばならない。

次にフランツ教授が自ら渉獵された諸文献を中心とし、加ふるにフランクフルト大學のホルニック氏の協力を得て公刊された文献集は、*Bücherkunde zur Geschichte des deutschen Bauerntums*. Hrsg. v. Günther Franz. Neudamm u. Berlin. 1938. と云ふ。これに收むる著書・論文の總數は千四百餘、これを一般篇と時代別篇とに大別し、更に前者を一般史 文献數六九、以下これに準ずる(獨逸農民史(九六)、農業史(四七)、民俗學(七九)、人種學(八)、家族人口史(三〇)、聚落學(一四五)、法律と制度と經濟史(三八七)に、後者を先史及び中世(二〇七)、東方植民(二〇四)、農民戰爭(六一)、絶對主義時代(二〇六)、農民解放(三六)、自由主義より第三帝國に至る(一四七)の諸項目に分つて掲げる。各項に收められた文献の數によつて容易に見られる如く、特に或る項目に重點を置いた文献集ではない。教授はその序言において、本書は完全な文献集とは做し難く、又私も協力者もこれに努めたのではなかつた、そして編纂の方針としては、古い勞作よりも新しいものを、地方的研究よりも一般的著作を優先せしめることを以てした。

といはれてゐる。素より獨逸農民史に關する文献は、ここに掲げられた千四百餘には止まらないであらう。又この文献集は、この學問領域に關する専門家の爲めのものではないかもしれない。然し縱令その主要なるものだけにせよ、かゝる文献集によつて過去の學問的業績を通覽し研究の手懸りが得られることは、誰人もその勞を多とするところであらう。殊に本書の文献配列において、重要なものを大活字を以て示し、又そのすべてに亙つてではないが、内容を摘記し又は短評を加へてゐることは、文献を選択し或はこれを利用する上に裨益するところ尠くないものがある。従來獨逸農民史、或は農業史に關する纏つた文献集は殆どなかつたといつても過言ではない。多くは Dahmann-Waltz, *Quellenkunde der deutschen Geschichte*. Hrsg. v. H. Haering. Leipzig. 9. Aufl. 1931. の農業史項目を涉獵してその用にあててゐたのであつた。しかもこのグアルマン・ワイツの文献集は、一九二九年までに發表された著書・論文を收めるのみであつた。これに反してフランツ教授の上記の文献集は、一九三六年までのそれ等を掲載してをり、更に前者より分類項目も多く、又前者において省略された小著作も亦舉げてゐる。村落史の如き、少數とはいへ精選の上収録されてゐるのである。これ等の特徴は、ひとり獨逸の學界においてのみならず、我が國の研究者にとつても亦頗る便宜とするところであらう。殊に最近我が國における西洋經濟史の研究對象として、農業史、農民史が一つの焦點となつて來てゐるが、かゝる動向の下において本文獻集は今後利用されること多いものと豫想されるのである。前記の資料集も亦これに準ずる。この意味において私はここにフランツ教授の二編著を紹介したのである。(丸善取扱、前書三三圓六〇錢、後書七圓七五錢)